

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

旭川国民年金 事案497

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

昭和55年3月に大学を卒業して、実家の米穀店に勤務したが、店を経営していた父親が、私の国民年金への加入手続をしてくれ、母親が、家族と従業員の国民年金保険料を、A金庫B支店のC係の担当者を通じて納付していた。

申立期間の国民年金保険料については、両親と従業員が納付済みになっているのに、私が未納となっているのは納得できないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の母親が家族と従業員の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張しているとおおり、当時同居していた両親及び従業員の保険料は納付されている上、申立期間の前後において申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、母親が家族及び従業員の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案498

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

昭和55年3月に大学を卒業して、実家の米穀店に勤務したが、店を経営していた父親が、私の国民年金への加入手続をしてくれ、母親が、家族と従業員の国民年金保険料を、A金庫B支店のC係の担当者を通じて納付していた。

申立期間の国民年金保険料については、両親と従業員が納付済みになっているのに、私が未納となっているのは納得できないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の母親が家族と従業員の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張しているとおおり、当時同居していた両親及び従業員の保険料は納付されている上、申立期間の前後において申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、母親が家族及び従業員の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案499（事案430の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年12月まで

平成22年2月12日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から訂正不要との通知を受け取った後に、当時、勤務していた食堂の経営者が給与から国民年金保険料を天引きし、A町（現在は、B町）役場の職員等が来て、集金していたと元同僚から聞いた。

給与から天引きされていた国民年金保険料額は、1,000円ほどであったと記憶しており、私も元同僚と同様に保険料を納めていたと思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和49年2月ころと推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、オンライン記録等から、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、別の国民年金手帳記号番号も見当たらず、申立人は保険料を納付できなかったと考えられること等から、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立期間当時に勤務していた食堂の経営者が給与から天引きし、A町役場の職員等が集金していたと元同僚から聞いたので、自身も元同僚と同様に保険料を納付していたと主張している。

また、B町では、「職員が国民年金保険料を集金していたことについては不詳であるものの、納付組織であるC地区D部が保険料を集金し

ていた事実はある。」と回答していること、元同僚からは、同食堂に勤務していた期間において、「給与からの天引きにより保険料を納付していた。」という証言を得ており、オンライン記録からも元同僚の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

- 2 しかしながら、申立人が、申立期間当時に国民年金に加入していたことは確認できず、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、納付書は作成されず、申立人は国民年金保険料を納付できなかったと考えられる上、申立人は、給与から天引きされていた保険料額は1,000円ほどであったと主張しているが、その保険料額について「何か月分であったのかわからない。」と述べており、申立期間のどの時期に、いくら納付したのかの記憶が定かでない。

また、申立人が申立期間当時に勤務していた食堂の経営者は所在不明であることから、申立人の申立期間における国民年金への加入状況や、申立人の給与から国民年金保険料を天引きし、役場の職員を通じて保険料を納付していたかどうかを確認することができない上、B町では、申立期間当時の集金組織による集金状況の詳細を確認できる資料等はないと回答していることから、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から34年6月まで

A市の株式会社Bホテルには、昭和31年4月からC部門のチーフとして採用され勤務した。この思い出の多い職場で、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚二人の証言から、申立人が申立期間当時において株式会社Bホテルに勤務していたことはうかがえるものの、申立人の実際の勤務期間を特定できる証言等は得られなかった。

また、株式会社Bホテルは昭和36年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も居所不明であり、事業を引き継いだ元事業主も関係書類は無いとのことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、株式会社Bホテルにおいて昭和32年2月4日から同年7月11日まで厚生年金保険の加入記録のあるD部門に勤務していた別の同僚は、「上司から、C部門には、担当者が一人しかいないので、手が空いた時には手伝うように言われていた。申立人はいなかった。」と述べていることから、申立人は32年7月11日以降に勤務していたことが考えられるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同日から同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる36年10月1日までの約4年間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は40人以上いるが、資格取得者は8人しか確認できないことから、厚生年金保険に加入しないまま多数の人が働いていたと推察される

上、C部門に勤務していた同僚が名前を挙げた従業員についても、厚生年金保険の加入記録が確認できない者が複数存在していることから、同社においては、全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認される。

加えて、申立人は、勤務期間が3年以上と長期であり、思い出の多い職場であったと述べているが、働き始めた季節も不明であり、同僚の名前を一人も覚えていない等申立期間の記憶が曖昧である上、C部門のチーフとしての採用であったと主張しているところ、連絡の取れた従業員二人は、「20代ではチーフにはなれなかったと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から28年2月1日まで

当時、農業に従事しており、秋の仕事が終わった農閑期に、A商会において季節労働者として勤務していた。勤務し始めた月の給与日額は350円だったが、事業主から翌月から年金等に加入するので日額を250円にした旨の話があり、了承したことを記憶している。ところが、国（厚生労働省）の記録では、昭和28年2月から厚生年金保険に加入した記録となっており納得できない。

厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料は持っていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A商会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の当該事業所での厚生年金保険の加入記録は昭和28年2月1日から同年3月25日までとなっており、申立人が先輩の同僚として記憶している3人についても同被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録を確認できる同僚は、申立人を記憶しておらず、申立期間に申立人が勤務していたことをうかがわせる証言は得られない上、申立人が記憶している先輩の同僚3人のうち一人の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同日（昭和28年2月1日）となっていることから、当該事業所では入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和27年中に厚生年金保険被保険者資格を取得している者を6人確認できるものの、申立人の

氏名は確認できない。

さらに、別の同僚は、昭和 32 年 4 月から同年 11 月まで勤務していたと回答しているが、当該同僚の厚生年金保険の加入記録は、同年 6 月 16 日取得、同年 11 月 25 日喪失とされているところ、厚生年金保険に未加入となっている期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の証言等はない。

加えて、当該事業所は昭和 41 年 1 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の居所も不明であることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案453

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月22日から23年7月28日まで

実家が菓子店を営んでいたため、家業の手伝いのため昭和23年7月にA株式会社を退職した。私の兄も、同じ会社に20年4月から22年夏ころまで勤めており、平成21年春に同社に勤めていた分の厚生年金をもらったと聞いたので、私にも年金が支給されるかと思い、社会保険事務所（当時）に確認に行ったところ、既に、脱退手当金が支給されていると言われた。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年8月26日に支給決定されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給金額が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。